

令和元年10月1日から特定一般教育訓練給付金制度が開始されます

一般教育訓練給付金の中で特に就職の実現・キャリアアップの効果が高い講座（特定一般教育訓練）について、給付率が20%から40%に引き上げられます。

特定一般教育訓練給付金の支給対象となる方

支給対象となるのは、下記の要件をすべて満たした方です。

- 雇用保険の被保険者である方又は被保険者であった方のうち、被保険者資格を喪失した日以降、受講開始日までが**1年以内**（※）の方

※ 妊娠、出産、育児、疾病等の理由により教育訓練給付の適用対象期間が延長された場合は**最大20年以内**

- 受講開始日までの雇用保険の被保険者期間が3年以上（**初回の場合は1年以上**）ある方
- 平成26年10月1日以降、教育訓練給付金を受給した場合は、前回の教育訓練給付金受給日から受講開始日前までに**3年以上経過**している方

特定一般教育訓練給付金受給の流れ



厚生労働大臣の指定を受けた講座
（特定一般教育訓練）

②入学・講座を修了
（受講料を自ら負担）



受給の要件を
満たす者

令和元年10月以降に受講を開始した者の場合・・・

受講費用の**4割**（**上限20万円**）を訓練修了後に支給

①訓練前キャリアコンサルティング及び受給資格確認（※）

③給付申請手続き



④支払った費用の
一定割合を給付



住居所を管轄する
ハローワーク

（※）講座の受講開始**1ヶ月前**までに、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成し、ハローワークにおいて、受給資格確認を行うことが必要です。

詳しくは、お近くの都道府県労働局、ハローワークにお尋ねください。

一般教育訓練給付金と特定一般教育訓練給付金の違いはなんですか？

	一般教育訓練給付金	特定一般教育訓練給付金
給付内容	受講費用の20% (上限年間10万円)	受講費用の40% (上限20万円)
訓練前キャリアコンサルティングと受給資格確認	不要	必要(※)

(※) 講座の受講開始 **1ヶ月前**までに、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成し、ハローワークにおいて、**受給資格確認**を行うことが必要です。

受給資格確認の必要書類

- ① 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票（様式第33号の2の2）
- ② 訓練前キャリアコンサルティングを受け作成されたジョブカード
- ③ 本人・住居所確認書類として、運転免許証、住民基本台帳カード、旅券（パスポート）、マイナンバーカード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、官公署から発行・発給された身分証明書又は資格証明書（本人の写真付き）のいずれか
- ④ 払渡希望金融機関の通帳又はキャッシュカード

どのような講座が対象となりますか？

厚生労働大臣による特定一般教育訓練の指定を受けている講座が対象となります。

主な講座の例

大型自動車第一種・第二種免許、中型自動車第一種・第二種免許、普通自動車第二種免許、玉掛け・フォークリフト運転、けん引免許、介護職員初任者研修、介護支援専門員実務研修、登録販売者、宅地建物取引士、社会保険労務士、税理士、行政書士、司法書士、弁理士、通関士、ファイナンシャルプランニング技能士、自動車整備士、電気主任技術者等

対象となる講座については、厚生労働大臣教育訓練講座検索システム (http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_K_kouza) でご覧になれます。

受給資格があるかどうか確認できますか？（受給要件確認）

教育訓練給付金の支給申請に先立ち、受講開始（予定）日現在における、教育訓練給付金の受給資格の有無と、さらに、受講を希望する教育訓練講座が教育訓練給付制度の厚生労働大臣の指定を受けているかどうかについて、ハローワークに照会することができます。詳しくは、お近くのハローワークまでお問い合わせください。

令和元年10月1日以降に専門実践教育訓練を受講する場合は、訓練前キャリアコンサルティングが必須です

専門実践教育訓練での「教育訓練給付金制度」とは

一定の要件を満たす雇用保険の被保険者及び被保険者であった方が、厚生労働大臣が指定した専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の40%～最大70%(支給上限あり)が支給される制度です。

今回の改正内容について

これまで、専門実践教育給付を受けるためには、受講開始日の1ヶ月前まで「①訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングを受ける」又は「②在職者の場合、雇用される事業主が専門実践教育訓練の受講を承認した証明書を提出する」かのいずれかを行うことで受給できましたが、**令和元年10月1日以降に受講開始となる専門実践教育訓練を受講する場合は、「②事業主による証明の提出」では受給することができませんので、ご注意ください。**

	これまで	これから
専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金(※1)	受講開始日の1ヶ月前までに訓練対応キャリアコンサルタント(※2)による訓練前キャリアコンサルティングを受ける又は在職者の場合、雇用される事業主が専門実践教育訓練の受講することを承認した証明	受講開始日の1ヶ月前までに訓練対応キャリアコンサルタント(※2)による訓練前キャリアコンサルティングを受けること

※1 支給申請をする受給者などは、原則、受講開始日の1か月前に「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」(以下「確認申請」という)をハローワークに提出する必要があります。なお、受講開始日以降でも確認申請を行うことができますが、その場合は、受講開始日より前にキャリア・コンサルティングを受けている必要がありますのでご注意ください。

※2 訓練対応キャリアコンサルタントとは中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリアコンサルタント向けの研修を受けるなど一定の要件を満たしたキャリアコンサルタントのことです。訓練対応キャリアコンサルタントの所在については、最寄りのハローワークへお尋ねください。

ご不明な点は、お気軽にハローワーク(公共職業安定所)の雇用保険窓口にお尋ねください。

過去に専門実践教育訓練給付を受給したことがある方、 現在専門実践教育訓練を受講中の方へ

～「専門実践教育訓練給付最終受給時報告」、「専門実践教育訓練給付追加給付申請時報告」、「専門実践教育訓練給付及び特定一般教育訓練給付再受給時報告」のご提出をお願いします～

令和元年10月1日以降に受講開始となる専門実践教育訓練を受講する方又は既に受講中の方を対象に、受講の効果等をお伺いする目的で、「専門実践教育訓練給付最終受給時報告」「専門実践教育訓練追加給付申請時報告」又は「専門実践教育訓練給付及び特定一般教育訓練給付再受給時報告」をご提出いただく必要があります。

提出の対象となる方

○ 過去に専門実践教育訓練を受給したことがある方のうち、再度「専門実践教育訓練給付制度」、「特定一般教育訓練給付制度」の指定講座を受講し、受給手続きをしようとしている方

⇒「専門実践教育訓練給付及び特定一般教育訓練給付再受給時報告」

○ 既に「専門実践教育訓練給付制度」の指定講座を受講中または受講修了された方のうち、専門実践教育訓練給付の最終受給手続及び追加給付の受給手続きをしようとしている方

⇒「専門実践教育訓練給付最終受給時報告」又は
「専門実践教育訓練給付追加給付申請時報告」

※この報告は、法令上、支給申請時において提出が義務付けられております。必ずご記入の上、ハローワークにご提出ください。

また、ご回答いただいた内容は、すべて統計上の処理を行い、他の目的には使用いたしません。本調査の趣旨をご理解いただき、ご回答ください。

ご不明な点は、お気軽にハローワーク（公共職業安定所）の雇用保険窓口にお尋ねください。